

令和 4 年 9 月 12 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17H02487

研究課題名(和文) 1950年代の中東と北アフリカにおける冷戦と脱植民地化

研究課題名(英文) The Cold War and Decolonisation in the Middle East and North Africa in the mid-1950s

研究代表者

池田 亮 (Ikeda, Ryo)

東北大学・国際文化研究科・教授

研究者番号：60447589

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：研究成果は主に二つの分野に分けることができる。第一はフランスの脱植民地化政策に関わる。1954年にフランスが北アフリカで脱植民地化政策に転じたことがその後のアフリカを中心とする海外領土の脱植民地化につながり、それが最終的には1960年の相次ぐ独立につながった。第二に、1956年のスエズ危機後の国際政治過程に関する研究である。従来の研究は、スエズ危機の後、イギリスはアメリカ政府や国際世論の圧力を受けて軍隊の撤退を余儀なくされ、中東での大幅な影響力後退を感受させられたと議論してきた。本研究は、イギリスはアメリカと国連の協力を得て影響力の後退を最低限にとどめることに成功したと議論する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

アフリカの年と言われる1960年に多くの植民地が独立したが、フランスの方針転換の理由は従来十分に分析されてこなかった。本研究はこれを初めて分析したものであり、同時にアフリカでフランスの影響力が依然として強いことを議論している。またスエズ危機後についても先行研究とは大きく異なる議論であり、この結果、中東での西側権益の存続、現在でも根強い英米関係の紐帯について一定の分析を行うことができた。

研究成果の概要(英文)：The research results can be divided into two categories: the first is concerned with French decolonisation policy. France turned to decolonisation policy in 1954 over North African issues and this resulted in the decolonisation of overseas territories in Sub-Saharan Africa and, ultimately, in the simultaneous independence of those territories in 1960. The second category deals with the aftermath of the Suez Crisis. Previous works have argued that after the Crisis, Britain was forced to withdraw its troops because of pressure from the United States and international society, and to accept a major decline of influence in the Middle East. However, this research emphasises that Britain was able to minimise the retreat by obtaining support from the United States and the United Nations.

研究分野：国際政治史

キーワード：脱植民地化 冷戦 中東 北アフリカ イギリス フランス

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、1950年代中葉において冷戦と脱植民地化がいかなる相関関係を持って発展したかを検討する。1956年は、北アフリカでチュニジアとモロッコが独立しただけでなく、サハラ以南アフリカでは「基本法」がフランス議会で議決され、各海外領土(以下、便宜上、植民地と総称する)で自治権が承認された年でもあった。さらに同年夏にはスエズ運河国有化を発端としてスエズ危機が開始され、10月末から英仏イスラエルがエジプトに侵攻を開始した。その結果、通説的見解によるとイギリスの影響力は大幅に縮小するなど、1956年は中東とアフリカで脱植民地化が大きく進んだ年だと言える。

フランスの脱植民地政策において、サハラ以南アフリカにおける基本法は、それまでの同化政策から脱植民地化に舵を切る転換点として一定の評価を得てきたが、先行研究はほぼ存在しなかった。続く1958年の第五共和憲法制定とそれによるフランス共同体の設立、1960年の一斉独立のほうが大きな関心を集めてきたのは理由のないことではない。しかし、フランス植民地政策の根幹であった同化と共和国理念の拡大を放棄して各領土の議会に権限を移譲するという決定は、植民地独立以上に大きな意味を持っていると評価することも可能である。

スエズ危機とは、1956年7月のナセル大統領によるスエズ運河国有化宣言に端を発した危機であり、英仏イスラエルによる対エジプト攻撃に帰結したものである。この事件は、穏健と見なされる傾向のあったイギリスの脱植民地化政策の逸脱であると考えられ、かつ戦後期において最大の英米関係の緊張を招いた事件として知られている。

先行研究では基本的に、イギリスが武力に訴えて解決を図った理由は、イギリスの関心がこの地域の冷戦ではなく帝国維持にあったからだとされてきた。つまりアラブ世論を硬化させればソ連の影響力伸長のリスクがあるにもかかわらずそれを軽視し、時代錯誤的な手法に訴えて権益維持を選んだのだというのである。そしてイギリスはアメリカの反対を受けて惨めな失敗をし、中東での影響力も大幅に後退させたというのが一般的な解釈であった。

イギリスの戦後の脱植民地化政策に関する分析として、ルイスとロビンソンが唱えた「脱植民地化の帝国主義(Imperialism of Decolonization)」は極めて有名である。この議論は、イギリスは脱植民地化を行う際、アメリカと国連の力を借りながら影響力の温存に努め、それによってソ連の影響力浸透も防いだことを指摘する。しかし、ルイスとロビンソンはスエズ危機に関してはこの概念を当てはめることには成功していない。本研究の目的は、スエズ危機もまたイギリスの世界的な戦略の一環であることを実証することにある。

## 2. 研究の目的

本研究の目的も二つに分類できる。フランスの脱植民地化政策については、第一に、この政策を体系的かつ包括的に捉え直すことである。従来の研究では北アフリカについてはチュニジアとモロッコが取り上げられることはほとんどなく、その国内自治や独立が他の地域に影響を及ぼしたと指摘されることはなかった。世界的な潮流を受けて、1956年にフランスが突如として、両国の独立とサハラ以南アフリカにおける国内自治という決断を行ったことが指摘されるのみであった。本研究は、両地域における脱植民地化が密接な関係を持っていることを指摘し、フランスの世界的な脱植民地化戦略を体系的に捉え直すことを目的とする。

第二の目標、脱植民地化にかかわる多様な概念を整理し、戦後の歴史の中に適切に位置付けることである。脱植民地化の中には、民族自決、国内自治、独立、同化など多様な概念が存在し、しかもそれぞれの概

念が歴史的な武脈では多義的に用いられてきたという経緯がある。しかし、多様である一方で、こうした概念は現実の政治過程において相互に大きな影響を及ぼし合ってきたのであり、それゆえに諸政府にとっても無視できない影響力を持った。これらの概念の整理なしには戦後政治における脱植民地化の意味を適切に捉えきれないため、本研究は学術的な意義を持つと考えられる。

次に、スエズ危機研究も以下のような目的を持っている。これらは、スエズ危機という極めて異例な事件を国際関係の中でいかに位置付けるかという問題とかかわる。第一に、中東におけるイギリスの影響力に関する問題である。戦後のイギリス外交を扱う研究所は基本的に、スエズ危機を大きな転換点と捉え、特に中東では大きく影響力を失ったと議論してきた。しかし近年は、中東に関する実証研究においては、スエズ危機後も英米関係およびイギリスの対中東政策には連続性が高いとの指摘も増えている。本研究はこうした実証研究の議論に適合するよう、スエズ危機の解決過程をめぐる国際関係を分析した。それにより、より一般的な先行研究が前提としてきた、スエズ危機に関する通説的見解を修正することを目的とする。

第二に、英米関係の文脈である。従来の研究は危機後に大きく英米関係が緊張し、また特に武力行使に関してイギリスはアメリカの意志に服従させられたと指摘する。しかし実際は、イギリスが運河地帯から撤退するまではアメリカは圧力を行使したものの、それはあくまでエジプトを封じ込めるための必要条件だとアメリカが考えたからであって、両国が共通の目標を持っていたことを示している。また運河再開に関する事実上の解決はイギリスがアメリカの意思に反して受け入れたものであることを考えると、一定程度は危機後もイギリスは中東において主導権を維持したのであり、またそれをアメリカも許容したことを強調する必要がある。武力行使に関しては、イギリスは危機前からアメリカの意思に反して行うことは困難だと自覚していたと考えるべきであり、危機前後における英米関係の変容も漸進的なものだと考えるべきであろう。

第三に、中東の文脈である。従来の研究はスエズ危機をエジプトの勝利であると捉えてきたが、その後の展開を見ればエジプトの影響力が拡大したとは言い難い。アラブ・イスラエル間で戦争が起きにくくなったことから両者の関係は安定し、むしろアラブ内の急進派(エジプト、シリア)と穏健派(ヨルダン、イラク、サウジアラビア)の対立が目立つようになる。そしてエジプトがパレスチナ問題解決の主導権を失ったことが、PLOの結成などにつながる。このような展開と齟齬のないような解釈を行うことも本研究の目的の一部であった。

### 3. 研究の方法

本研究は純然たる歴史研究であり、基本的には各国の政府一次資料に依拠して行った。多国間の国際政治過程を扱うため、関連した多くの国の政府資料を調査する必要があったが、具体的には英米仏三国の政府資料を調査した。訪問した資料館は下記の通りである。コロナウィルス感染拡大のため、現実に訪問できた資料館は限られたものであったが、オンラインで公開されている資料も用いて研究を進めた。

#### イギリス

- The National Archives (Kew, London)

#### フランス

- Le Ministère des Affaires Etrangères (La Courneuve)
- Les Archives Nationales,  
(Pierrefitte-sur-la-Seine)

#### アメリカ

- The National Archives Record and Administration (College Park, Maryland)

#### 4. 研究成果

前述の通り、本研究の成果は二つに分類できる。第一に、北アフリカにおけるフランスの脱植民地化政策と、その後のサハラ以南アフリカにおける仏領海外領土の脱植民地化および独立である。これは 1956 年のいわゆる基本法 (La Loi-Cadre) に注目したものであり、以下の点で獨創性を持つ。

第一に、先述の通り先行研究においても、フランス脱植民地化政策に触れるとすれば 1960 年の植民地獨立が注目を集めてきた。1956 年の基本法は国内自治を認めたに過ぎないため重大な方針轉換ではないと見なされる傾向があったが、実はその後の 1960 年の獨立に向かう準備段階として大きなステップとなった。それまでのフランス政策は現地住民の政治参加を拡大するとすれば、パリの国会における代表の増加を目指すものであり、この意味で画一的な同化政策を採用していたと言える。56 年基本法はこの轉換点として重要な意味を持つこと、そしてその方針轉換が 1954 年のチュニジア国内自治によるフランス政策の轉換に由来することを本研究は指摘する。54 年の轉換は、フランスが領域内の人民主権を承認することで影響力の維持を図るというイギリス流の脱植民地化を採用したことを意味しており、56 年基本法も同じ原理を採用したとのだと言える。

第二に、この研究は、アメリカのウィルソン大統領が掲げた「自己決定 (Self-Determination)」の原則を多重的に解釈する研究を用いて英仏の脱植民地化政策の比較を行っている。Trygve Throntveit によれば、ウィルソンの意図は現地住民が自由に自身の命運を決定することができる原則としてこの原則を掲げたのであり、それは状況によって多様な意味を含意していた。第一にそれは一定の領土が住民の意思に基づいて獨立を果たすことであり、第二に外交権を持たないものの領域内で政治的権利を拡大し、国内自治に留める選択であり、第三に帝国内において支配者と同等の権利を持つべく権利を拡大していく選択である。Self-Determination は文字通り自己決定という意味を持つが、それは様々な意味を含意するものであり、ウィルソンはむしろ住民の政治的意思を表明するための民主的制度の拡充を念頭に置いていたにもかかわらず、結果としてそれは民族單位の獨立を意味するものとなってしまった。

いずれにしても第一と第二の潮流は戦後のフランス植民地政策にとっては大きな脅威となったのであり、この二重の圧力を受けてフランスは第三の方向から第二の方向へと大幅に轉換したのである。フランスが 1956 年に基本法によってアフリカ海外領土に承認した体制は、イギリスの方針をほぼ踏襲するものであった。これは獨立承認ではないとはいえ、それまでのフランス政策からの重大な轉換であったと言える。

アフリカ領土がその後の 1960 年の獨立に至る過程には本稿の対象外であるが、獨立を承認する背景には、それを認めない限り各領土が中立的な獨立を選択するリスクが認識されていたと考えられる。このような冷戦と脱植民地化の關連については今後の検討課題としたい。

第二に、スエズ危機後にどのように問題が解決されたかを英米關係を中心に分析した。先述の通り、先行研究においてスエズ危機は、イギリス政府による非合理的な決定の結果、中東での影響力を大幅に失った事件だと捉えられてきた。具体的には、スエズ運河国有化に対してイギリスはフランス・イスラエルとともに武力報復したものの、アメリカおよび国連の圧力を受け撤退を余儀なくされ、運河再開に当たっても國際合意のないままエジプトによる一方的な再開を受け入れざるを得なくなったとの議論である。これに対して本研究は、以下の意味において従来の解釈に異議を唱えるものである。

第一に、エジプトとイスラエルの關係において、戦争の結果政治的な敗北を喫したのは明らかにエジプトであった。戦争の結果エジプトはスエズ運河地帯およびシナイ半島南端沖の島を英仏軍およびイスラエル軍に占領され、それらはいずれも国連緊急軍 (UNEF) と交代した。エジプトは領内に国連のプレゼンスを容認せざるを得なくなったのである。また領土ではないものの施政下にあったガザ地区にも UNEF 駐留が決定された。これらはエジプトの主権を侵害するものであり、ナセル大統領の威信は大いに毀損された。第二に、戦争の結果アラブ世論が硬化したため、ヨルダンでは反英世論が高揚し、英ヨルダン防衛条約は

終了させられた。従来の研究はヨルダンがイギリスの影響力を離れたと論じてきたが、実態はそうではない。この条約は、イギリス政府内ではすでに財政的な負担の面が大きいと判断されており、しかも対ヨルダン経済援助は今後アメリカが引き継いだ。つまりイギリスはアメリカに財政負担を引き継ぐ形で、ヨルダンを西側勢力圏に留め置くことに成功したのである。第三に、エジプトは運河再開にあたり、運河管理は行うものの、その運営を国際統制に置くことを認めた。具体的には船舶とエジプト当局の間で係争が生じた場合、国際司法裁判所の強制的管轄に委ねることを宣言し、さらにはこの宣言に国際条約としての地位を持たせることにも同意させられた。つまり実質的にエジプトは運河の国際統制を承認することを国際的に承認させられたのである。しかもこの譲歩を迫ったのはアメリカであった。つまりイギリスは、アメリカと国連の力を借りることで運河の国際統制をエジプトに認めさせることに成功したのであり、実質的にはスエズ危機を通じた目標を達成するのに成功したのである。

スエズ危機後の国際政治過程は、一見すればエジプトの勝利に終わったように考えられるものの、現実には逆であった。エジプトはこの後、中東での影響力拡大に失敗し、逆にイギリスは影響力への打撃を最小限に抑えることに成功したと言える。また、その際にアメリカと国連の支援を最大限に活用できたことも、強調される必要がある。

さらに、イギリスがエジプト封じ込めに全力を注いだ理由は、エジプトの中立主義政策を利用した、ソ連による影響力伸長を防ぐことにあった。しばしば先行研究では、スエズ危機に際してイギリスの関心は冷戦ではなく帝国を防衛することにあったとされるが実態はそうではない。冷戦の脅威から植民地を守ることが動機だったというべきである。こうした研究成果は以下の業績として発表されている。これらに加え、英文ジャーナルにおいてスエズ危機後の国際政治過程を分析した論文を公刊する予定である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 池田 亮	4. 巻 191
2. 論文標題 一九五六年基本法とフランス植民地帝国の変容	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際政治	6. 最初と最後の頁 111-126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11375/kokusaiseiji.191_111	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田亮	4. 巻 17
2. 論文標題 書評：小野沢透『幻の同盟 冷戦初期アメリカの中東政策』（名古屋大学出版会、2016年）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 アメリカ太平洋研究	6. 最初と最後の頁 PP.77-82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 池田 亮	4. 巻 961
2. 論文標題 書評：平野千果子『フランス植民地主義と歴史認識』（岩波書店、2014年）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『歴史学研究』	6. 最初と最後の頁 pp.50-54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田 亮	4. 巻 第78巻
2. 論文標題 [コラム] スエズ戦争をめぐる欧米諸国の対応と運河通航	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 運輸と経済	6. 最初と最後の頁 pp.57-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田 亮	4. 巻 第194巻
2. 論文標題 書評：宮下雄一郎『フランス再興と国際秩序の構想』（勁草書房、2016年）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際政治	6. 最初と最後の頁 pp.160-163
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11375/kokusaiseiji.194_1	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田 亮	4. 巻 第129編 第4号
2. 論文標題 書評：黒田友哉『ヨーロッパ統合と脱植民地化、冷戦 第四共和制後期フランスを中心に』（吉田書店、2018年）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『史學雑誌』	6. 最初と最後の頁 pp.71-80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 池田 亮
2. 発表標題 「フランス植民地帝国の変容と1956年基本法：「同化」主義から脱植民地化へ」
3. 学会等名 比較植民地史研究会（東北学院大学、2018年7月14日）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Ryo Ikeda
2. 発表標題 「The Aftermath of the Suez War: Negotiations towards the Reopening of the Suez Canal」
3. 学会等名 British International History Group, Thirtieth Annual Conference, (Exeter University, 30 August 2018)（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Ryo Ikeda
2. 発表標題 'Soft-Landing Decolonization after the Suez War?: Negotiations on the Reopening of the Canal and Anglo-American Relations'
3. 学会等名 (SHAFR 2019 Annual meeting, Arlington, Virginia, USA, 20 June 2019) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Ryo Ikeda
2. 発表標題 Freedom of Navigation under Whose Control?: The Aftermath of the Suez Crisis and Anglo-American Relations
3. 学会等名 The International Workshop by The Informal Empire Research Project, 12 January 2020
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 池田 亮	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 260
3. 書名 渡邊啓貴・上原良子共編『フランスと世界』第四章「フランスとマグレブ」	

1. 著者名 バリー・ブザン	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本経済評論社	5. 総ページ数 336
3. 書名 大中真ほか訳『英国学派入門：国際社会論へのアプローチ』（翻訳担当：第10章）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-



6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------